

支払調書・診療報酬合計書等から付表への転記

毎月の当座口振込通知書から転記することが原則だが、支払基金「支払調書」、国保連合会「診療報酬合計書」からの簡便な転記でもよい。

ただし、社会保険診療収入が5,000万円を超えた場合または、雑収入を除く歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超えた場合は租税特別措置法26条の規定により計算した金額を概算必要経費とすることはできない。

【表面 記入上の留意点】(表4)

「社会保険診療報酬」欄

「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」

㊦「一般社会保険 決定点数」……内本人分点数と内家族分点数を合算して記入する(表示点数には公費併用分を含む)。

㊧「生活保護法 決定点数」……基金の毎月の当座口振込通知書(表1)から支払区分「12・生活保護」と「25・中国残留」の点数を年間合計して記入する。

「②国民健康保険診療報酬」

㊦「小計 決定点数」……「合計書」の国保、後期高齢者それぞれの合計欄から「府内分点数+府外分点数-過誤点数」を合算して記入する。

㊩「①支払基金分」・「②国保連合会分」の合計点数を「⑤計」の「決定点数」欄に記入する。

※介護報酬がある場合は「介護給付費等支払明細書(合計書)」の「①介護報酬額」欄の「介護サービス費等」の合計金額を総診療収入に含めて計算する。

「自由診療の収入等」欄

㊦「一般の自由診療 収入金額」……自費診療の他、後期高齢者医療歯科健康診査料、非指定医療機関の労災治療費、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入、介護保険主治医意見書作成料等の年間合計額を記入する。

㊦「⑥計 収入金額(E)」……「一般の自由診療」等の金額を合算し記入する。

㊥「雑収入」欄……貴金属品の売却収入やオンライン資格確認関係補助金、医療機関(事業者)向け物価高騰対策支援金などの合計金額を記入する。

表5 令和6年分 青色申告決算書(一般用) 損益計算書

科 目			決算額			科 目			決算額			科 目			決算額		
収入金額			①		46,857,880	消耗品費			⑰		508,256	貸倒引当金			㉔		
売上原価	期首棚卸高	②		400,000		経費	減価償却費	⑱		1,735,915							
	仕入金額	③		3,857,201			福利厚生費	⑲		632,504							
	小計②+③	④		4,257,201			給料賃金	⑳		4,126,100							
	期末棚卸高	⑤		590,000			外注工賃	㉑									
	差引原価	⑥		3,667,201			利子割引料	㉒		670,496							
差引金額			⑦		43,190,679	費	地代家賃	㉓		3,346,780							
①-⑥							貸倒金	㉔									
経費	租税公課	⑧		25,500			研究図書費	㉕		205,590							
	荷造運賃	⑨					諸会費	㉖		497,443							
	水道光熱費	⑩		474,649			保険技工料	㉗		2,653,810							
	旅費交通費	⑪		537,142			自費技工料	㉘		1,693,680							
	通信費	⑫		772,591			リース料	㉙		560,325							
	広告宣伝費	⑬		480,485			衛生管理費	㉚		539,438							
	接待交際費	⑭		1,015,365			雑費	㉛		870,226							
	損害保険料	⑮		80,810			計	㉜		21,578,196							
	修繕費	⑯		151,091			差引金額	㉝		21,612,483							
							(⑦-㉜)										

表6 付表《医師及び歯科医師用》・裏面

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分
イ 一般経費分

原価及び経費の総額
(決算書の「損益計算書」の㉖+㉗)

25,245,397円

自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額

㉘4,372,990円

自由診療割合
(表面の㉙又は㉚)

14.06%

左の㉘のうち自由診療分に係る経費の金額

1,719,180円

= 自由診療分
の原価及び経費の合計額

㉛4,653,841円

(注) ㉘の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

第三種事業税 25,500円 + 自費技工料 1,693,680円

ロ 特典経費分

(イ) 専従者給与

専従者給与の金額
(決算書の「損益計算書」の㉜)

4,800,000円

自由診療割合
(表面の㉙又は㉚)

14.06%

= 自由診療分
の専従者給与の金額

㉜674,880円

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

12月31日現在の自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額の合計額

円

$\times \frac{55}{1,000}$

= 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額

㉝円

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額

退職給与引当金勘定への繰入額

円

自由診療割合
(表面の㉙又は㉚)

%

= 自由診療分
の退職給与引当金勘定への繰入額

㉞円

(注) 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお尋ねください。

(2) 保険診療分
イ 一般経費分

原価及び経費の総額
(決算書の「損益計算書」の㉖+㉗)

25,245,397円

自由診療分
の原価及び経費の合計額
(Aの金額)

4,653,841円

= 社会保険診療分
の原価及び経費の合計額

㉞20,591,556円

ロ 特典経費分

専従者給与の金額
(決算書の「損益計算書」の㉜)

4,800,000円

- Bの金額

674,880円

退職給与引当金繰入額

円

- Dの金額

円

+ { 一括評価による貸倒引当金繰入額
(決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の㉝)

円

- Cの金額

円

- { 一括評価による貸倒引当金繰入額

円

- 自由診療分
の一括評価による貸倒引当金繰入額

円

= 社会保険診療分
の特典経費の合計額

㉟4,125,120円

赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた㉟率及び㉟加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬
(表面の㉟+㊱)

37,058,620円

$\times$ 速算表の
㉟率

62%

+ 速算表の
㉟加算額

2,900,000円

= 租税特別措置法第26条
の規定による必要経費の金額

㊱25,876,345円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 (㊱の金額)

25,876,345円

- 社会保険診療分
の原価及び経費と
特典経費の合計額 (㉞+㉟の金額)

24,716,676円

= 差額

㊲1,159,669円

(注) Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額㊳」欄の下之余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。
併せて、申告書B第二表の「〇特例適用条文等」欄に「措置26」と記入してください。
この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法26条の適用を受けた所得を除いたところで計算しますのでご注意ください(この計算に当たっては「記載要領」を読んでください)。

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	㉟率	㉟加算額 — 円
2,500万円以下	72%	—
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000 円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000 円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000 円